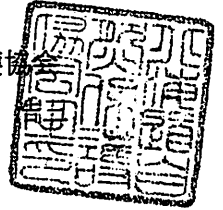




2002年1月30日

室蘭開発建設部  
部長 中野修 様

(社)北海道自然保護協  
会長 俵



沙流川水系河川整備計画(原案)に関する質問・意見書

沙流川水系河川整備計画(原案)を受けて当協会では、1月下旬に沙流川流域の現地調査および地元自然保護団体などからの聞き取り調査を行いました。

その結果、流域の治水対策は水源涵養林の保護・育成による流出量の抑制と、二風谷ダムの運用の改善が重要であること、ダムは自然河川の生態系に重大な悪影響をもたらすことなどから、標記原案に盛り込まれている平取ダム計画は中止すべきである、との結論に至りました。

ダムが自然河川の生態系に重大な悪影響をもたらすことは、それを理由に膨大な費用をかけて既設ダムの撤去工事を行っている米国の例を見ても明らかで、国際的にも広く認められている事実です。

下記に、標記原案への意見および疑問点とその理由を挙げましたので、これらについてできるだけ早急にご回答いただきたくお願い申し上げます。

記

1. 沙流川流域の荒廃した河川と森林の状況及び水源涵養林による治水対策について

沙流川流域では、森林皆伐後に天然更新したと思われる小径木の二次林や、カラマツ・トドマツの人工林に広く覆われているため、保水力や土壌緊迫力に乏しく、このため、斜面の随所にエロージョン(崩落)が発生、また、沙流川の河岸・河床では大量の土砂の堆積、掃流・洗堀の痕跡が見られるなど、沙流川は全流域に渡って荒廃した状況にあります。

流域は崩壊しやすい砂礫泥岩からなり、急流河川であるため、大雨と河川の増水によって大量の土砂崩落・流出が発生し、河川の荒廃の大きな原因のひとつになっています。

このような流域にダムを建設しても、天竜川の廃ダム群と同様に20~30年で機能を失い廃ダムになることは確実で、後世へ大きな負担を残すこととなります。

したがって流域の治水対策は、水源涵養林(河畔林を含む)の保護・育成による流出量の抑制と土砂の崩落・流出防止を図ることが肝要であり、これは荒廃した河川を自然に戻す唯一の方法でもあります。

水源涵養林の保護・育成によるピーク流量の抑制量は、例えば流出係数を0.7から0.6に下げることによって、洪水到達時間の遅延による平均雨量強度の低下分も含め、30%以上下げることが出来ます。

また、遊水地や霞堤、高床式家屋などの「河川氾濫」を前提とした「洪水と共存する治水」(2000年12月の河川審議会答申)を併用するならば、自然河川の生態系への悪影響を最小限に抑えることが可能です。

遊水地は霞堤の機能に近いものが望ましく、その小規模なものを自然の地形を利用して多数設置、常時は農地などに利用し、数十年に一度の洪水時に遊水地として使用するもので、補償については種々の方法があります。

以上述べたことについて見解をお聞かせください。

## 2. 二風谷ダムへの運用の改善により洪水調節量を増加させる治水対策について

室蘭開発建設部の資料に「治水対策面で効果的な操作方法は、下流の二風谷ダムで治水容量を大きく確保することです」とあります。

二風谷ダムは利水として水力発電所のみであり、貯水量によって上水道や灌漑用水を確保する必要はありません。

したがって、水力発電所を廃止することにより、常時は水門を全開、洪水時のみ貯留して洪水調節を行う、という運用が可能となります。

こうして、治水容量を増加させることにより、治水ダムとしての機能を最大限活用することが出来ます。

以上述べたことについて見解をお聞かせください。

## 3. 平取ダム計画は沙流川流域の治水計画との整合性に大きな疑問があること

利水ダムと異なり各治水ダムの分担する洪水調節容量は、分担する流域面積とそこからの流出量に対応させる必要があります。

しかし、平取ダムは、分担する流域面積が二風谷ダムの五分之一であるにもかかわらず、洪水調節容量が二風谷ダムの1.3倍もあります。

通常、分担する洪水調節容量は、分担する流域面積と流出量の大きさに合わせて、全体の治水計画のなかでの整合性を計らなければなりません。

小さな流域面積と流出量に対して、大きな洪水調節容量を計画しても、洪水調節効果は十分に生かされず、極めて不自然です。

平取ダムの利水容量を、そのまま治水容量に転用することは、あまりに安易であり、また、共に利水が目的で計画された二風谷ダム・平取ダムを治水目的に転用するにあたって、これらの点についてどのような検討がなされたのか、その根拠について公開してください。

ちなみに、地元住民から「額平川流域での洪水被害は聞いたことも無い」との話を聞いております。

また「平取ダム建設計画に賛成している地元住民は、生活のためにダムの仕事が欲しいからで、治水の必要性に賛成しているわけではない」との話も聞いております。

したがって、仕事が欲しいという切実な願いについては、治水対策の代替案として

提案した「流域の水源涵養林の保護・育成」の事業によって可能となります。

このことについて見解をお聞かせください。

#### 4. 二風谷ダム下流における洪水被害の実態および対策について

二風谷ダム下流における洪水被害は、ほとんどが河口周辺での内水氾濫である聞いていますが、これらの対策としては、ダムによる調節よりも揚水ポンプで排水する方法が最も簡単であり、かつ経済的な方法です。

ところで室蘭開発建設部では、この方法について、本川の水位が高くなることを理由に否定しています。

これに関して、水害時における内水氾濫の量(m<sup>3</sup>)に関するデータ、それらを揚水ポンプで排水した場合の本川の水位上昇に関するデータなどを公開してください。

#### 5. ダムによる洪水調節には重大な欠陥があること

室蘭開発建設部の資料にある、二風谷ダムと平取ダムによる洪水調節の説明の中で、「1/40を目標とした洪水調節なので、これを越える洪水については調節が不可能となります」との記述がありますが、これは極めて重要なことで、住民の「ダムが出来れば水害が無くなる」との誤った認識や、ダムに対する過剰な期待を払拭するためにも、住民に配布した「沙流川水系河川整備計画(原案)」およびその「概要版」のなかに記載し、分かり易く説明すべきです。

ダムには「計画を上回る洪水にたいしては洪水調節力を失い、ダムへの流入量をそのまま流出(放流)せざるを得ない」という重大な欠陥があり、こうした事態が発生すれば、下流に甚大な被害をもたらすこととなります。

また、過放流(流入量を上回る放流操作)が避けられず、下流に人工洪水による水害を発生させた事例もあります。

以上述べたことについて見解をお聞かせください。

#### 6. 基本高水流量の策定の経過とその検証について

全国各地の河川において、「過大な基本高水流量の策定および、それに基づく大規模な治水計画の策定」を原因とする住民との紛争が絶えません。

例えば多目的ダム(治水ダム)計画などです。

つきましては、二風谷ダムと平取ダム地点における基本高水流量の算定根拠、平取ダムの計画流量の算定根拠について、妥当性を検証できるデータを公開してください。

#### 7. 河床低下による河川の荒廃について

室蘭開発建設部の資料に「昭和30年代から昭和50年代までの砂利採取が原因で、

河川の河床高が昭和 40 年代前半から昭和 50 年代にかけ低下している。現在は砂利採取を禁止したため河床は安定してきている」とあります。

しかし、現在の河岸・河床は、安定しているというよりは荒廃していると言わざるを得ません。

「河床は安定してきている」とする根拠(データ)を公開して下さい。

#### 8. 二風谷ダム建設後の環境モニタリングおよび環境影響評価の見直しについて

地元住民の話によると「二風谷ダムが出来てから下流の水が濁り、川の自然が荒廃している」との事実が分かりました。

こうした状況では、水生生物を含む自然生態系に与える悪影響を無視できません。

河川事業のもたらす河川環境への影響については、事後の継続的なモニタリングによる検証が必要です。

二風谷ダムに関して、現在までに得られているデータおよびその分析結果があれば公開してください。

ダム湖では流れが無いため、魚は上流や下流の流れにたどりつけず、迷っているうちに疲労、斃死すること、そして稚魚が発電用の取り入れ口から水車に入った場合は圧死する、といった問題について、調査結果があれば公開してください。

さらに、二風谷ダムにおける事後のモニタリングに関する見解をお聞かせください。

こうした検証が必要なのは、二風谷ダムによる河川環境への悪影響を、平取ダム建設によって再び繰り返してはならないからです。

今回の整備計画(原案)を検討するにあたって、シシャモへの影響のみに着目して影響評価がなされております。

しかし、シシャモだけを環境指標生物として適当とする根拠はどこにあるのでしょうか。回答をお願いします。

他方、平取ダム計画に関して、北海道環境影響評価条例に基づく環境影響評価を行ってから 20 年もの歳月が過ぎております。

この間に、沙流川の河川環境も治水に対する社会の考え方も大きく変わりました。

また、平取ダム計画建設予定地には、自然を大切に利用してきた先住民族の埋蔵文化財の存在が多数確認されており、まだ発見されていない埋蔵文化財も多数あることは確実であると言われております。

それらの埋蔵文化財と民族の伝統文化との関係については、特別な配慮が必要であり、重要な課題でもあります。

今回示された沙流川水系河川整備計画(原案)を決定する前に、新しく施行された環境影響評価法により、環境への影響を再評価すべきであると考えますが、この点について見解をお聞かせください。